秋田市告示第279号

介護保険法（平成９年法律第123号）第75条第２項および第115条の５第２項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者および指定介護予防サービス事業者から事業の廃止の届出があったので、同法第78条および第115条の10の規定により告示する。

令和７年10月２日

秋田市長　沼　谷　　純

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止の年月日	サービスの種類
医療法人わらべ会	稲庭クリニック通所リハビリテーションセンター	秋田市南通亀の町２番21号	令和７年９月30日	通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション